

「保護管理」(Wildlife Management)カモシカ問題

ニホンカモシカの有害駆除にあたる個体数の管理は文化庁・環境庁・林野庁の3庁合意をもとに行われていた。

カモシカの保護及び被害対策について（三庁合意）

昭和54年(1979)8月31日

環境庁
文化庁
林野庁

環境庁、文化庁及び林野庁は、これまでカモシカによる造林木被害等（以下「被害」という。）に対処し、必要な当面の措置を講ずるとともに対策樹立のための諸調査を実施してきたところであるが、カモシカの生息状況、被害の状況等を踏まえ、今後、カモシカの保護と被害の防止との両立を図るため以下の方針等により対処するものとする。

- ① カモシカについては、その生息状況、被害の状況、森林施業に関する計画等を勘案しつつ、その安定的維持繁殖を図るため、地域を限って天然記念物に指定し保護する方向で対処するものとし、これに至る三庁合意による措置として、カモシカの生息している地域を順次区分の上、保護地域を計画的かつ可及的すみやかに設けるものとする。
- ② 保護地域内においては、原則としてカモシカの捕獲は認めないものとする。保護地域内でのカモシカの保護及び被害防止対策の徹底を図るため、管理機関を定め、保護地域の範囲の周知・明確化、地域内の管理計画の策定、保護と被害防止対策の実施等の推進に努めるものとする。また、保護地域内での森林施業については、カモシカの保護に配慮しつつ、森林施業に関する計画に基づいて実施するものとする。
- ③ 保護地域設定に当って区分した地方における保護地域以外の地域においては、被害防止に努めるとともに、被害の状況等に応じ、公的機関が麻醉銃の使用等有効適切な方法により行うカモシカの個体数調整を認めるものとする。
- ④ カモシカによる被害の補填については、被害防止対策の充実とあいまって、現行制度、施策の適切な運用により対処するものとする。

カモシカ保護地域の位置図

- 設定が終了した地域-----●
- ①下北半島地域 (昭和 56 年 3 月設定)
 - ②北奥羽山系地域 (昭和 59 年 2 月設定)
 - ③北上山地地域 (昭和 57 年 7 月設定)
 - ④南奥羽山系地域 (昭和 59 年 11 月設定)
 - ⑤朝日・飯豊山系地域 (昭和 60 年 3 月設定)
 - ⑥越後・日光・三国山系地域 (昭和 59 年 5 月設定)
 - ⑦関東山地地域 (昭和 59 年 11 月設定)
 - ⑧南アルプス地域 (昭和 55 年 2 月設定)
 - ⑨北アルプス地域 (昭和 54 年 11 月設定)
 - ⑩白山地域 (昭和 57 年 2 月設定)
 - ⑪鈴鹿山地地域 (昭和 58 年 9 月設定)
 - ⑫伊吹・比良山地地域 (昭和 61 年 3 月設定)
 - ⑬紀伊山地地域 (平成 元年 7 月設定)
- 現在準備中の地域-----○
- ⑭四国山地地域
 - ⑮九州山地地域

